



かわらばん

編集・発行

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

大阪府羽曳野市はびきの3丁目7-1
TEL: 072-957-2121 FAX: 072-958-3291
E-mail: kokyucen@ra.opho.jp

平成29年3月

第213号

ホームページ

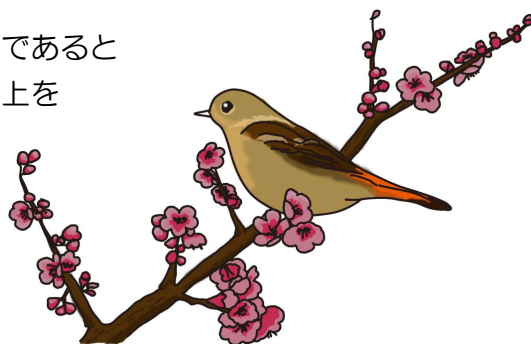


病理解剖について

医務局長 兼 病理診断科主任部長 河原邦光

医学は、病気で人が死ぬとその体を解剖し、なぜその人が死に至ったのかを調べ、そこから得た知見を、次に同じ病気の患者さんの診療に当たるときの診療に役立て、医学を進歩させてきました。そのような目的で、病院内で患者さんが病気で亡くなりになった際に実施される解剖は、病理解剖と呼ばれ、病理診断医がその業務を担当しています。しかし、かつては死亡患者の半数近い患者に病理解剖が実施されていたものの、現在では、病院機能評価機構のデータによれば、病理診断科医の常駐する大病院においても、その実施率は10%以下になっているのが現状です。このような病理解剖実施率の低下の原因として、CT・MRI・PET検査などの画像診断の急速な進歩によって、主治医が、ご遺体の体にメスを入れる解剖までしなくても病変は十分に診断出来たと考えるようになったことが第一に挙げられています。さらに、病理解剖は、御遺族全員の承諾を得なければ実施出来ないこと、いざ解剖をやるとなると一日仕事になること、実施する病理診断医が本邦では極めて少ないこと、解剖は高額のコストがかかるが費用拠出がないこと(つまり人件費、標本作製に関する諸費用、診断料などは病院の持ち出し!)等の理由が考えられます。実際、本邦の多くの施設と同様に、当センターにおいても実施率は減少し、20年前のおよそ1/10になっています。しかしながら、病理解剖を行った症例では、解剖して初めて存在が判明した病気、画像からは想像も出来ないような病気の進行状況や薬の効果の実態など、画像検査だけでは明らかになっていなかったことが数多く判明し、その意義は決して損なわれていないのも事実です。

このような病理解剖は、上に述べたような医学の進歩の基本であるとともに、その医療機関で行われている医療を監査しその質の向上をもたらすものです。もし、不幸にも、ご家族がお亡くなりになるようなことがあり、主治医から病理解剖へのご相談があった際には、上記の状況を御理解頂き、病理解剖に御協力頂きますようよろしく御願い致します。



「内視鏡～」について

呼吸器外科 主任部長 門田 嘉久

「内視鏡」という言葉は医学用語の範囲を超えて広く受け入れられています。日本の内視鏡の歴史は長く1950年代のいわゆる胃カメラ(現在の形に近いもの)の開発にはじまります。その後光ファイバーを用いたファイバースコープが開発され、光学機器や画像処理技術の進歩とともにハイビジョン撮影や、拡大観察が可能となりました。これと並行して治療への応用も行われるようになり、「内視鏡治療」、「内視鏡手術」といった言葉も生まれてきました。当院でも内視鏡による治療や手術を行って久しいのですが、「内視鏡～」という言葉には少々分かりづらい面もあるようです。従来の主に臓器の観察を行う「内視鏡検査」に加えて、治療を目的として行われる内視鏡はおよそ以下の2種類にわけられています。

内視鏡治療；主に内科領域で行われる内視鏡を用いた治療を指すもので、胃や大腸のポリープの切除などが代表的なものです。当院では肺や気管支の病変に対して気管支鏡を用いた診断及び治療を数多く行っています。治療はファイバースコープの中を通すことのできる極細径の治療器具を用いて行われます。

内視鏡手術；主に外科領域において行われる内視鏡を用いて行う「手術」を指すものです。手術の部位によって、胸部；胸腔鏡手術(呼吸器外科)、腹部；腹腔鏡手術(消化器外科や婦人科など)、関節；関節鏡手術(整形外科)などそれぞれ異なる名称で呼ばれています。体表面に設けた小さな創のうちの1か所から、高解像度の内視鏡を挿入し手術に必要な部位(胸腔、腹腔)を映し出します。手術に必要な器具は別の創から挿入されます。内視鏡手術では内視鏡は外科医の目のかわりとなって臓器を見せる役割を果たしてくれます。当院でも多くの手術を内視鏡を用いて行っています。内視鏡手術は手術の負担を軽減する方法と一般に考えられていますが、病状や重症度によっては内視鏡での治療が困難な場合もあります。

内視鏡による手術や治療はこれからも発展していきたくらうといわれています。それに付れ「内視鏡～」という言葉にも新しいものが現れてくるのかもしれませんが。年々進歩をとげる内視鏡ですが、大切なことは安全に配慮し必要な治療や手術が十分に行える場合に用いることだと考えられています。

患者総合相談室の紹介

患者総合相談室 室長 平田 明美

「患者総合相談室」は、治療や療養に関する患者様・ご家族の不安や悩み、苦情など様々な相談を受け付けています。スタッフは看護師2名、事務補助1名、警察OB 1名と少数ですが、あらゆる相談の窓口として、地域医療連携室をはじめ他部門と連携を図り、迅速な課題解決に向けて取り組んでいます。

具体的な業務としては、①患者様・ご家族からの直接的な相談、②がん療養相談窓口、③「意見箱」に入れられた意見回収と対応、④総合案内受付、⑤院内ラウンド、⑤緊急入院のベッドコントロールなどです。先日は、小児科外来に子供を連れてこられたお母さんから「子どもが服を濡らしてしまい、乾燥機を貸してほしい」という相談もありました。その時は、病棟の乾燥機で対応し、大変喜んでいただきました。

自分、あるいは家族が病気になるということは大変なことです。慣れないことの連続で戸惑うことも少なくありません。

「こんなこと誰に相談したらいいのかな」と思ったら、些細な事でも構いませんので、患者総合相談室に声をかけてください。



◆◆◆3月の教室案内◆◆◆

◆カンガルー教室	3月 8・15・22・29日	午後1時30分～	第1会議室
◆アトピーカレッジ	3月 10・17・24・31日	午前10時～11時	第2会議室
◆乳幼児アトピー教室	3月 10・17・24・31日	午後2時～3時	第2会議室

※3月10日のアトピーカレッジは第1会議室で行います

◆◆◆4月の教室案内◆◆◆

◆カンガルー教室	4月 5・12・19・26日	午後1時30分～	第1会議室
◆アトピーカレッジ	4月 7・14・21・28日	午前10時～11時	第2会議室
◆乳幼児アトピー教室	4月 7・14・21・28日	午後2時～3時	第2会議室